

① 請負契約入札制度について

議会の権限である議決権は、最も本質的で基本的なものであり、議会の存在目的からも第一にあげられる権限である。

議決権を要する事項は、条例の制定、改廃。予算を定める。決算を認定する。契約の締結などである。

請負契約は入札により、最も安価でかつ適正な工事が行えるとして、それぞれが競争し落札される。議会はその情報を基に可否を判断し、議決に至る。

しかし、この間請負契約の議会議決後に、契約内容の変更に伴う契約の変更議案が多数提案された。

過去4年間で専決処分も含め、7件の契約の変更がされている。

入札での価格や工事の適正化が正しかったのか疑問に思うものである。

例えば、長与小学校体育館改修工事契約額は113,232,900円。その後変更により117,494,300円となっている。契約変更後の金額は、落札できなかった業者よりも多い。

以上の理由を踏まえて質問する。

- (1) 工事内容の変更は、予測できなかった問題が明らかになるなど必要な制度だが、この間の変更件数は多いと思わないか。
- (2) 各種工事内容は基本設計や仕様書に基づき入札が行われると思うが、変更が伴うのは基本設計が十分でなかったと考えられるか。
- (3) 指名された業者は工事内容の現場の確認を行っているのか。
- (4) 工事請負契約変更する場合の基準はあるのか。

② 資源回収およびごみの回収方法について

4月より紙類の資源回収がステーションに戻ったが、雨の日にはできる限り出さないようにと注意がされている。

町民からは「これから梅雨に入り雨が続けば出せなくなる」「雨天時の判断が難しい」など不満の声が出ている。雨天時でも出せるように改善するべきではないか。また、ある地域の高齢者からは、「資源回収箇所まで金属類、ビン類の持ち込みができず、燃えないごみの日にステーションに出しても回収してもらえなかったが、4月から回収していない。高齢者や体の不自由な方は出せなくなる」との不満の声が届いた。

何らかの改善策が必要と思うがどうか。

資源回収も、ステーションに戻しても何ら支障がないようになっていると思うがどうか。

③ 長与町空き家等対策計画について

令和4年3月に長与町空き家等対策計画が策定されている。

計画の内容は、建物不良度ランクの定義や判定内容。現在の町内の不良度判定結果戸数や、今後の高齢化に伴い空き家の増加が懸念されている。

しかし空き家解消対策では所有者への管理が主で、空き家を解消する十分な対策になっていないと考える。前回質問した時に、県下でも空き家をリフォームする費用や解体費用を一部助成する制度があることを説明し制度の設置を求めたが、そのような助成制度はできていない。

改めて提案するが、空き家のリフォームや解体費用の助成制度ができないか。

また、空き家の活用方法などの考えはないのか。